

第5節 個別会社への対応

1. 東京生命保険相互会社（資料 11-5-1 参照）

平成 13 年 3 月 23 日、東京生命は東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、3 月 31 日、会社更生手続の開始決定がなされた。その後、管財人によつて更生計画案の策定作業が進められ、7 月 31 日に東京地方裁判所に提出された太陽生命及び大同生命をスポンサーとする同社の更生計画案が、9 月 30 日に裁判所から認可決定を受けた。

更に、東京生命は当該計画に基づき太陽生命及び大同生命より 200 億円の資本注入（資本金 100 億円、劣後ローン 100 億円）を受けるとともに、商号を「ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命保険株式会社」に変更し、10 月 22 日から営業を再開した。

2. 大成火災海上保険株式会社（資料 11-5-2 参照）

13 年 11 月 22 日大成火災は、9 月 11 日に発生した米国における同時多発テロに関する再保険金の支払見込みが多額にのぼること等から、債務超過の状態が見込まれ事業の継続が困難だとして、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始の申し立てを行い、併せて保険業法第 241 条第 3 項に基づき金融庁への事業継続困難の申し出を行った。

東京地方裁判所は、大成火災からの申し出を受け、同日保全管理人を選任し、保全管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。その後、11 月 30 日東京地方裁判所は大成火災のスポンサーに安田火災及び日産火災を選任するとともに、更生手続の開始を決定し、管財人を選任、以後管財人の下で、更生計画案の策定など、大成火災の更生へ向けた具体的な取り組みが続いている。